

パートナーシップ宣誓制度に係る県の行政サービス等への適用について

1 要旨・目的

市町が導入した「パートナーシップ宣誓制度」により、利用可能となる県の行政サービス等について報告する。

2 現状・背景

(1) 県の方針

制度を導入した市町の状況に応じた支援を行うこととし、当該市町で利用可能となる行政サービス等について、市町域で利用者の不利益が生じないよう類似する県の行政サービス等へ適用する。(6月24日生活福祉保健委員会で報告済)

(2) 県内市町の導入状況

広島市が令和3年1月に制度導入し、その他の市町でも制度の導入に向けた検討が広がりつつある。(制度導入の検討中は14市町)

3 概要

(1) 対象者

パートナーシップ宣誓者(広島市)

(2) 実施内容

行政サービス等	概要及び適用時期	担当課
① 県営住宅の入居	県営住宅へ入居可能 ・適用開始：令和3年10月募集から運用	土木建築局住宅課
② 医療機関での手術の同意等	県立病院では、患者の家族やパートナー等であれば、手術同意等について対応可能	病院事業局 県立病院課
③ 身体障害者などに対する自動車税の減免	使用目的や障害の程度などの必要な要件を満たす場合に申請により減免 ・適用開始：令和3年4月1日 【本年度課税分から遡及適用】	総務局税務課
④ 保有個人情報開示請求	亡くなったパートナーに関する保有個人情報の開示請求については、当該宣誓の有無にかかわらず、一定の条件(亡くなったパートナーの遺贈により開示請求者が取得した権利義務に関する情報である場合)の下に対応可能	総務局総務課

(3) スケジュール

—

(4) 予算(国庫・単県)

—

(5) 今後の対応

広島市以外で制度を導入する市町については、適用する行政サービス等が異なることが考えられることから、個々の行政サービス等の条件等を踏まえ、別途、検討する。